
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.385 2024/1/5

1 令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について

令和6年1月3日、消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地において、農林水産省及び厚生労働省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となります。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms206_240103_01.pdf